

代理人により印鑑登録に関する申請をする方へ

横須賀市に住民票がある方は印鑑登録を申請することができます。ただし、15歳未満の方及び成年被後見人の方は印鑑登録できません。^{※1}

- ・任意代理人による印鑑登録申請には、登録する印鑑、委任状をお持ちください。
- ・任意代理人による印鑑登録廃止届には、廃止する印鑑登録証、委任状をお持ちください。
- ・任意代理人による印鑑登録証亡失届には、委任状をお持ちください。

【委任状は、本人の署名および押印のあるもので、原本の提出が必要です。】

● 委任状の記載例

委 任 状	
見 本	令和00年(0000年)00月00日
	委任状を書いた日
(あて先) 横須賀市長	
(委任者) 住所 横須賀市□□町○丁目○番○号	印鑑登録等を委任した人
氏名 ○○ ○○ 印	(15歳未満・成年被後見人の方は登録不可) ^{※1}
大正・昭和・平成○○年○○月○○日 生	登録する印を押してください。
次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。	
(代理人) 住所 ○○市△△町○丁目○番○号	代理として来る人
氏名 ○○ ○○	(15歳未満不可)
大正・昭和・平成○○年○○月○○日 生	
記	委任する事項
① 印鑑登録申請	新たに印鑑登録する場合
<u>(再度の印鑑登録申請に係る印鑑登録廃止届</u>	
<u>または印鑑登録証亡失届も含む)</u>	
2. 印鑑登録廃止届	登録をやめる場合(登録証添付)
3. 印鑑登録証亡失届	登録証が見当たらない場合
4. その他() に関する事	
委任するものに○を付けてください。	

^{※1} 成年被後見人の方でも意思能力を有し、後見人が同行して登録の意思を示した場合には印鑑登録が出来るようになりました。ただし、意思確認が必要なため代理人での手続きは出来ません。

● 印鑑登録申請後の流れ

- ・本人宛に照会書をお送りします。即日では印鑑登録できません。
- ・届いた照会書に本人が必要事項を記入し、最初に申請した窓口へ本人確認書類^{※2} とともに持ち帰ってください。回答期限は申請日の翌日から30日以内です。
- ・代理人が窓口に来る場合や必要な書類等の詳細については本市ホームページ又は電話でご確認ください。

^{※2} 原本をお持ちください。本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の官公署発行の身分証明書・資格証・免許証・許可証や健康保険証、年金手帳、介護保険証等。

委任状

.....年.....月.....日

(あて先) **横須賀市長**

(委任者) 住 所 横須賀市.....

.....

氏 名^印 ※印鑑登録に使用する
印鑑をご捺印下さい。

生年月日年.....月.....日生

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(代理人) 住 所

.....

氏 名

生年月日年.....月.....日生

記

1. 印鑑登録申請

(再度の印鑑登録申請に係る印鑑登録廃止届または印鑑登録証亡失届も含む)

2. 印鑑登録廃止届

3. 印鑑登録証亡失届

4. その他 () に関すること

委任するものに○を付けてください